

国立大学法人東京農工大学旅費細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学旅費細則（16 経教 細則第23号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 後	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学旅費細則</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 細則第23号</p> <p>第1条～第7条 省 略</p> <p><u>（交通費の範囲）</u> 第8条 旅費取扱規程第9条第1項の規定による交通費には、航空機利用に伴う空港施設使用料（海外の空港における同様の使用料を含む。）等、当該経路の使用により当然に発生する経費を包括することとする。</p> <p>第9条～第15条 省 略</p> <p>（国内の赴任手当） 第16条 旅費取扱規程第22条に定める国内の赴任手当は、別表第4に定める額を支給する。 （着後手当） 第17条 旅費取扱規程第23条に定める着後手当については、別表第5に定める額とする。ただし、別表第5に定める支給要件に該当しない者であっても、赴任日の日付の宿泊費の領収書の提示があった場合は、別表第5に定める最も低い額の欄により、支給することができる。</p> <p>第18条～第19条 省 略</p> <p>（外国旅費着後手当） 第20条 旅費取扱規程第32条第1項に規定する着後手当については、別表第7に定める額を支給する。 （招へい滞在費） 第21条 旅費取扱規程第9条第5項に定める外国に居住する招へい研究者等の本邦における滞在費は、別表第6に定める額とする。</p> <p>附 則 省 略</p>	<p>第1条～第7条 省 略（現行どおり）</p> <p><u>（旅行雑費の範囲）</u> 第8条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税並びに国内の空港を利用する場合に、当該空港において支払う旅客サ-ビス施設使用料（海外の空港における同様の使用料を含む。）に相当する額の実費額による。</p> <p>第9条～第15条 省 略（現行どおり）</p> <p><u>第16条 削 除</u></p> <p><u>第17条 削 除</u></p> <p>第18条～第19条 省 略（現行どおり）</p> <p><u>第20条 削 除</u></p> <p>第21条 省 略（現行どおり）</p> <p>附 則 省 略（現行どおり）</p>	

別表第1～別表第3 省略

別表第4（第16条関係）赴任旅費における国内赴任手当の定額

赴任する者の職務・職名に関係なく一律	国内赴任手当
赴任する者の住所若しくは居所の存在する都道府県	
東京都（島嶼部のぞく）	1,000円
埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県	2,500円
群馬県、栃木県、茨城県、東京都島嶼部のうち伊豆諸島	3,000円
新潟県、福島県、宮城県、静岡県、愛知県、長野県、東京都島嶼部のうち小笠原諸島	10,000円
上記以外の本州の各府県	20,000円
北海道、四国と九州の各県	25,000円
沖縄県	30,000円

別表第5（第17条・第20条関係）赴任旅費における着後手当の定額

赴任する者の職務・職名	国内着後手当（赴任する者の住所若しくは居所の存在する地域が北海道、四国、九州の場合）	国内着後手当（赴任する者の住所若しくは居所の存在する地域が北海道、本州、四国、九州を除く地域の場合）	外国着後手当
	（日当+宿泊料の1日1夜分）	（日当+宿泊料の2日2夜分）	（日当+宿泊料の5日5夜分）
役員	17,800円	35,600円	89,000円
教授・助教授・部長	15,700円	31,400円	78,500円
講師・助手課長・事務長・補佐・技術専門員・係長・技術専門職員	13,100円	26,200円	65,500円
主任・一般係員・一般技術職員	10,400円	20,800円	52,000円

別表第6～別表第7 省略

別表第1～別表第3 省略（現行どおり）

別表4 削除

別表5 削除

別表第6～別表第7 省略（現行どおり）

附 則（18細則第25号）

この細則は、平成18年10月1日以降に赴任又は出張する者について適用する。